

1. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標における評価基準

評価項目	認定等の区分 ※1		配点
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業)	プラチナえるぼし ※2	10
		3段階目 ※3 (認定基準5つ全て○)	8
		2段階目 ※3 (認定基準5つのうち3～4つ○)	7
		1段階目 ※3 (認定基準5つのうち1～2つ○)	4
		行動計画 ※4	2
	次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん ※5	10
		くるみん (令和7年4月1日以降の基準) ※6	8
		くるみん (令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準) ※7	7
		くるみん (平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準) ※9	6
		くるみん (平成29年3月31日までの基準) ※11	4
		トライくるみん (令和7年4月1日以降の基準) ※8	7

		トライくるみん (令和4年4月1日 から令和7年3月3 1日までの基準) ※ 10	5
		行動計画 (令和7年 4月1日以降の基 準) ※4、※12	2
	若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)		8

- ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
- ※2 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- ※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定（ただし、※11及び※13の認定を除く。）
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条の基準による認定（ただし、※13の認定を除く。）
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例による

こととされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法
施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定

- ※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法
施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以
下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4
条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定
- ※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、
介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代
育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）によ
る改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後
に策定又は変更を行ったもの
- ※13 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人につい
ては、相当する各認定等に準じて加点する。